

令和8年第2回

相良村議会3月定例会会議録

開 会 令和8年3月9日
閉 会 令和8年3月13日

熊本県相良村議会

相良村議会議員名簿

任期 自R 7. 5. 1

至R11. 4. 30

職名	氏名	議席	職名	氏名	議席
議長	永田博人	10	議員	梅山弘	4
副議長	市岡智恵	9	議員	川邊一徳	5
議員	古川渉	1	議員	坂田朋美	6
議員	恒松隆生	2	議員	徳田正臣	7
議員	嶽本浩則	3	議員	黒木正照	8

常任委員会構成

委員会	総務文教	産業福祉
委員長	梅山弘	川邊一徳
副委員長	恒松隆生	古川渉
委員	徳田正臣	黒木正照
	嶽本浩則	市岡智恵
	永田博人	坂田朋美
定数	5人	5人

令和8年第2回 相良村議会定例会 会期日程

(会期3月9日から3月13日 5日間)

月	日	曜	種 別	内 容
3	9	月	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の上程 提案理由の説明 議案第8号 (質疑) 提案理由の説明 議案第9号 (質疑) 提案理由の説明 議案第10号、議案第11号 (質疑) 提案理由の説明 議案第12号、議案第13号 (質疑) 提案理由の説明 議案第14号 (質疑) 提案理由の説明 議案第15号 (質疑) 提案理由の説明 議案第16号 (質疑) 提案理由の説明 議案第17号 (質疑) 提案理由の説明 議案第18号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 議案第19号から議案第21号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 議案第22号、議案第23号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 議案第24号 (質疑) 提案理由の説明 議案第25号から議案第27号 (質疑) 提案理由の説明 議案第28号、議案第29号 (質疑) 提案理由の説明 議案第30号 (質疑) 提案理由の説明 議案第31号 (質疑・討論・採決)

月	日	曜	種 別	内 容
3	9	月	本会議	提案理由の説明 議案第32号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 同意第1号 (質疑・討論・採決) 委員会付託 議案第8号から議案第17号、 議案第24号から議案第30号
			委員会	付託議案審査 (連合審査)
3	10	火	委員会	付託議案審査 (連合審査)
3	11	水	委員会	付託議案審査 (連合審査)、各常任委員会
3	12	木	本会議	一般質問
3	13	金	本会議	委員会審査の結果報告 (各常任委員会) 議案第8号から議案第17号、 議案第24号から議案第30号 (質疑・討論・採決) 議員派遣の件 閉会中の継続調査申し出の件 閉会

第2回相良村議会3月定例会会議録

令和8年3月9日（月）開会

（第1号）

相 良 村 議 会

令和8年第2回相良村議会定例会議事日程〔第1号〕

令和8年3月9日
午前10時00分開会
於 会議場

開 議

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第8号 相良村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
(質疑)
- 日程第4 議案第9号 相良村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑)
- 日程第5 議案第10号 相良村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第11号 相良村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑)
- 日程第7 議案第12号 相良村報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第13号 相良村一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑)
- 日程第9 議案第14号 相良村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑)
- 日程第10 議案第15号 相良村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑)
- 日程第11 議案第16号 相良村簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑)
- 日程第12 議案第17号 相良村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条

例の一部を改正する条例の制定について

(質疑)

- 日程第13 議案第18号 令和7年度相良村一般会計補正予算(第8号)
(質疑・討論・採決)
- 日程第14 議案第19号 令和7年度相良村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議案第20号 令和7年度相良村介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第21号 令和7年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
(質疑・討論・採決)
- 日程第17 議案第22号 令和7年度相良村簡易水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第18 議案第23号 令和7年度相良村農業集落排水事業会計補正予算(第5号)
(質疑・討論・採決)
- 日程第19 議案第24号 令和8年度相良村一般会計予算
(質疑)
- 日程第20 議案第25号 令和8年度相良村国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 議案第26号 令和8年度相良村介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第27号 令和8年度相良村後期高齢者医療特別会計予算
(質疑)
- 日程第23 議案第28号 令和8年度相良村簡易水道事業会計予算
- 日程第24 議案第29号 令和8年度相良村農業集落排水事業会計予算
(質疑)
- 日程第25 議案第30号 相良村過疎地域持続的発展計画に関し議会の議決を求めることについて
(質疑)
- 日程第26 議案第31号 工事請負契約の変更について
(質疑・討論・採決)
- 日程第27 議案第32号 指定管理者の指定について
(質疑・討論・採決)
- 日程第28 同意第1号 相良村教育委員会委員の任命について
(質疑・討論・採決)
- 日程第29 委員会付託 議案第8号から議案第17号、議案第24号から議案第30号

散 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 古川 渉 君	6番 坂田 朋美 君
2番 恒松 隆生 君	7番 徳田 正臣 君
3番 嶽本 浩則 君	8番 黒木 正照 君
4番 梅山 弘 君	9番 市岡 智恵 君
5番 川邊 一徳 君	10番 永田 博人 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。(10名)

村 長	吉松 啓一 君	企画商工課長	佐竹 淑子 君
教 育 長	中村 和弘 君	税 務 課 長	平川 千春 君
総 務 課 長	川邊 俊二 君	教 育 課 長	出合 宏光 君
保健福祉課長	平田 智博 君	建 設 課 長	大土 手寛 君
会計管理者	岡村 哲臣 君	農林振興課長兼農業委員会事務局長	倉田 雅弘 君

5. 本会議の書記

議会事務局長 磯田 昌臣 君

開会 午前 10 時 00 分



○議長(永田博人議員) おはようございます。全員出席でございます。ただいまから、令和 8 年第 2 回相良村議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(永田博人議員) 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、5 番、川邊一徳議員。

{「はい。」と、5 番議員。}

6 番、坂田朋美議員を指名します。



日程第 2 会期の決定

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 13 日までの 5 日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 13 日までの 5 日間に決定しました。



日程第 3 議案第 8 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 3、議案第 8 号、相良村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) おはようございます。それでは、議案第 8 号相良村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。この条例は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、相良村乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、ご提案するものでございます。具体的な内容につきましては、生後 6 か月から満 3 歳未満で、保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度を導入し、給付対象として村が確認する事業の運営方法や実施体制に関する基準を定めるものでございます。なお、条例の施行日は、令和 8 年 4 月 1 日でございます。以上、議案第 8 号につきまして、ご説明致しましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第4 議案第9号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第4、議案第9号相良村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第9号相良村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の利用ができなくなりました事務が生じたので、相良村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、個人番号の利用ができなくなりました、ひとり親家庭等医療助成に関する事務を削るものでございます。なお、条例は、公布の日から施行し、令和7年10月10日から適用するものでございます。以上、議案第9号につきまして、ご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第5から日程第6 議案第10号から議案第11号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第5、議案第10号相良村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び、日程第6、議案第11号、相良村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。本案について、提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第10号相良村議会議員の議員報酬、費用弁償

及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び、議案第 11 号相良村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一括して提案理由をご説明申し上げます。初めに、議案第 10 号相良村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。今回の条例改正は、昨今の物価高騰や管内他町村議会議員の報酬月額に鑑み、相良村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご提案するものでございます。改定する報酬額につきましては、相良村特別職報酬等審議会の答申に基づき、本村を除く管内 8 町村の報酬月額を平均した額に改定するものでございます。また、費用弁償につきましては、国家公務員の旅費制度に準じた、鉄道運賃の算定方法の変更並びに物価高騰及びインバウンドの影響に伴い、宿泊費などを改定するものでございます。なお、条例の施行日は、令和 8 年 4 月 1 日でございます。次に、議案第 11 号相良村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。今回の条例改正は、昨今の物価高騰や管内他町村長等の給料月額に鑑み、相良村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご提案するものでございます。改定する額につきましては、議員報酬と同様に、相良村特別職報酬等審議会の答申に基づき、本村を除く管内 8 町村の給料月額を平均した額に改定するものでございます。また、旅費につきましても、議員の費用弁償と同様に、鉄道運賃の算定方法の変更並びに宿泊費などを改定するものでございます。なお、条例の施行日は、令和 8 年 4 月 1 日でございます。以上、議案第 10 号及び議案第 11 号につきまして、一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、7 番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、7 番議員。

○7 番(徳田正臣議員) 二、三点、質疑をしたいと思っております。まずはですね、特別職給与等審議会の答申を受けたということではありますが、提案理由の中に答申を受けたっていうのは、値上げする理由として、値上げするよというような話であって、答申をする前提として諮問をされたと思うんですね。諮問をしたその出発点。平たく言うと、この値上げをするという出発点がどこにあったのか。村長からの指示があったのか。議会からの要請があったのか、職員の方で動いたのか。そこのスタートをちょっとまず 1 つお聞きしたいと思っております。

○議長(永田博人議員) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) おはようございます。総務課長、お答えいたします。議員

報酬並びに村長等の給与につきましては、昨年度も報酬等審議会の方におかけしまして、答申をいただいたところでございます。村長の方から、これについては毎年、報酬等審議会の方開催し、ご意見をもらうというところで、本年につきましても、管内の相良村を除く町長の給与等、また、報酬等の金額を鑑みまして、諮問のほうをお願いしたところでございます。以上でございます。

○7番(徳田正臣議員) はい、毎年。

○議長(永田博人議員) ちょっと待ってください。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) 7番議員。

○7番(徳田正臣議員) 毎年村長の方から諮問するようになっていう指示があったということですね。毎年諮問をするところもあれば、報酬等審議会に諮問する趣旨っていうのは、給与が特に上がる場合、お手盛り防止ということを考えるならば、毎年諮問しろっていうことはある意味、毎年、物価上昇に合わせて上げろということでもあろうかと私は考えているところであります。いずれにしろ質疑でありますんでそれはそれでいいです。近隣の市町村を参考にしたということではありますが、参考にすることは大事だと思いますが、近隣の市町村が、この3月の定例会でもって、等しく10か市町村の中で、上げるというところがいくつの自治体があるかをちょっとお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。今3月の定例議会におきまして、各町村の方が、議案として提出したかどうかにつきましては把握してございません。以上でございます。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) 確かに物価上昇というのは、これはあります。給与が上がっても実質目減りしてるっていう。これはもう、私がここで言うのも待つまでもなくそういった状況にあるのはご存じだと思っております。ただ、宿泊とか交通費関係っていうのは、これはまたちょっと別に考えるべきものだと私は思っております。確かにインバウンドの関係で宿泊費ってのは確かに上がっております。特に東京はですね。それはわかりますが、あと期末手当率の件であります。期末手当率っていうのも入っておりますが、これは県内45自治体の中で、人吉球磨の期末手当率っていうのが低いっていうことは、それはもうデータを、議会事務局の方をお願いした結果、執行部の方総務課としても把握されてると思いますけども、月額議員報酬を上げる前に、やはり村民に対しての説明責任納得いくようなあり方というのは、期末手当率を、これ村民にわかりにくいからという意味ではなくって、期末手当率っていうのを人吉球

磨 10 か市町村が熊本県内 45 市町村の中で、どういった位置付けにあるかということを検討されたのかどうか、それをお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長お答えいたします。今のは一般職の話ですか。それとも議会議員の期末手当の話でしょうか。

{「議会議員のです。すみません。」と、7 番議員。}

議会議員につきましては、今のところは多分一般職になったところでの条例の表記だと思います。そこについては、特に、検討の方は行っていないというところがございます。以上でございます。

○7 番(徳田正臣議員) はい、議長以上です。

○議長(永田博人議員) 他に質疑ございませんか。

{「ありません。」と、呼ぶの者あり。}

質疑がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第 7 から日程第 8 議案第 1 2 号から議案第 1 3 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 7、議案第 12 号相良村報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び、日程第 8、議案第 13 号、相良村一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。本案について、提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 12 号相良村報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 13 号相良村一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一括して提案理由をご説明申し上げます。初めに、議案第 12 号相良村報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。今回の条例改正は、国家公務員の旅費制度に準じた、鉄道運賃の算定方法の変更並びに物価高騰及びインバウンドの影響に伴い、宿泊費などを増額するため、相良村報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、鉄道運賃における距離制限等の廃止、タクシー代の支給を 1 日当たりとし、キロ当たりの車賃の増額、県外及び県内宿泊料をそれぞれ 2,000 円増額し、村内の宿泊料を廃止するものなどがございます。なお、条例の施行日は、令和 8 年 4 月 1 日でございます。次に、議案第 13 号相良村一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げますが、議案第 12 号と同様に、鉄道運賃、タクシー代の支給、車賃及び宿泊料を改正するものでございます。なお、条例の施行日は、令和 8 年 4 月 1 日でございます。以上、議案第 12 号及び議案第 13 号につ

きまして、一括してご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ声あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第9 議案第14号

- 議長(永田博人議員) 次に、日程第9、議案第14号、相良村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

- 村長(吉松啓一君) それでは、議案第14号相良村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、相良村介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、前年度非課税者のうち税制改正の影響により課税者とみなされ、保険料の段階が上がる方について、特例減免を行うことができる規定を加えるものでございます。なお、条例の施行日は、令和8年4月1日でございます。以上、議案第14号につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ声あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第10 議案第15号

- 議長(永田博人議員) 次に、日程第10、議案第15号、相良村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

- 村長(吉松啓一君) それでは、議案第15号相良村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部改正に伴い、林野火災注意報又は林野火災警報が位置付けられたため、相良村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、火入れ

の中止に関する条件に、林野火災注意報又は警報が発令された場合を加えることなどが、主なものございます。なお、条例の施行日は、公布の日でございます。以上、議案第 15 号につきまして、ご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ声あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 1 1 議案第 1 6 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 11、議案第 16 号、相良村簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 16 号相良村簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、相良村簡易水道事業の変更に伴い、給水人口及び 1 日最大給水量を変更するため、相良村簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、給水人口を 3,170 人、1 日最大給水量を 1,210 立方メートルとするものでございます。以上、議案第 16 号につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ声あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 1 2 議案第 1 7 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 12、議案第 17 号、相良村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 17 号相良村消防団の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、近年の消防団員の減少による組織の改編に伴い、消防団員の定数を変更するため、相良村消防団の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部

を改正する条例の制定につきまして、ご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、消防団員の定数を 350 人から 300 人に変更するものでございます。以上、議案第 17 号につきまして、ご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、7 番議員。}

はい、7 番議員。

○7 番(徳田正臣議員) 若干お尋ねいたします。定数を 350 から 300 にするということがありますが、組織の改編とありましたので、ちなみに分団とか部とかっていうのの組織っていうのを、どのように改編されたのか。されるのかちょっとそのところでちょっと説明していただければと思います。

○議長(永田博人議員) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。近年の組織の改編、今回はございません。過去の組織の改編といたしまして、平成 26 年 4 月に、第 8 分団 3 部ありましたけれども、2 部に改編しております。次に、平成 29 年 9 月、施行は 4 月 1 日にしてあって適用は 4 月 1 日にしておりますが、第 7 分団 3 部ありましたのを 1 部に改編しております。そして直近が、令和 3 年 4 月、こちら第 9 分団を第 8 分団 3 部に改編したところでございます。これらを踏まえまして、今回定数の減というところで、ご提案をするものでございます。以上でございます。

{「はい、議長。」と、7 番議員。}

○議長(永田博人議員) 7 番議員。

○7 番(徳田正臣議員) わかりました。過去の改編に伴ってという趣旨だったんですね。理解できました。それとこれに関連してですけども、議員とか特別職の報酬の値上げの増額の件ありましたけど、消防団員の出勤手当こそ、私は毎年上げてもいいのかなと思っておるところでありますので、毎年です。毎年。その点はですね、こちらの方で、ご要望のごはいらないですね、要望を申し上げたいと思っております。関連です。以上です。

○議長(永田博人議員) 要望ですね。質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

ご質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第 13 議案第 18 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 13、議案第 18 号、令和 7 年度相良村一般会計補正予算第 8 号を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 18 号令和 7 年度相良村一般会計補正予算第 8 号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3 億 541 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 56 億 6,123 万 6,000 円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきまして、歳出補正予算事項別明細書で、ご説明申し上げます。まず、議会費関係では、279 万円の減額補正ですが、不用と見込まれる額の、減額補正をお願いするものでございます。次に、総務費関係では、1 億 2,413 万 8,000 円の減額補正ですが、総務管理費の一般管理費で、時間外勤務手当として 160 万円の増額補正を、地域振興基金及び減債基金積立金 2,741 万 9,000 円の減額補正を、企画費で、ふるさと応援寄附金謝礼 750 万円、同じく促進手数料 300 万円の減額補正を、くま川鉄道経営安定化補助金として 257 万円の増額補正を、情報通信施設管理費で、インターネットの民間移行に伴う情報通信高度化事業補助金 6,700 万円の減額補正のほか、事業の実施などに伴い、不用と見込まれる額の減額補正をお願いするのが、主なものでございます。次に、民生費関係では、678 万 4,000 円の増額補正ですが、社会福祉費の国民健康保険費で、基盤安定化繰出金として 146 万 8,000 円の増額補正を、児童福祉費の児童措置費で、公定価格改定に伴い、子どものための教育・保育給付費負担金として 1,277 万 7,000 円の増額補正のほか、事業の実施などに伴い、不用と見込まれる額の減額補正をお願いするのが、主なものでございます。次に、衛生費関係では、3,717 万 1,000 円の減額補正ですが、保健衛生費の保健衛生総務費で、簡易水道事業会計への繰出金として 285 万円の増額補正を、予防費で、予防接種委託料 3,000 万円の減額補正のほか、事業の実施などに伴い、不用と見込まれる額の減額補正をお願いするのが、主なものでございます。次に、農林水産業費関係では、6,329 万 3,000 円の減額補正ですが、農業費の農業経営基盤強化促進対策費で、各種協議会等への補助金 554 万円の減額補正を、農村総合整備事業費で、農業集落排水事業会計への繰出金 1,700 万 9,000 円の減額補正を、農業農村整備事業費で、水利施設整備事業のほか、各事業実施に対する負担金 1,543 万 9,000 円の減額補正を、林業費の森林経営管理費で、安全装備導入に対する支援補助金など 602 万円の減額補正を、森林環境税基金への積立金として 207 万 3,000 円の増額補正を、事業の実施などに伴い、不用と見込まれる額の減額補正をお願いするのが、主なものでございます。次に、商工費関係では、4,363 万円の増額補正ですが、商工費の交流拠点施設整備事業費で、遊水地等利活用事業及び四浦地区交流拠点施設整備事業の詳細設計業務委託 2,692 万円の減額補正を、四浦地区交流拠点施設整備工事請負費として 6,955 万 7,000 円の増額補正のほか、事業の実施などに伴い、不用と見込まれる額の減額補正をお願いするのが、主なものでございます。次に、土木費関係では、5,226 万 9,000 円の減額補正ですが、道路橋梁費の道路新設改良費で、村道清流川辺川線舗装改修工事請負費 738 万 7,000

円の減額補正を、村道井沢線道路改良工事請負費として2,350万円の増額補正を、村道井沢線道路改良事業及び村道上三ツ石井沢線自歩道新設事業に係る土地購入費635万円、同じく補償金2,139万円の減額補正を、住宅費の住宅建設費で、地域優良賃貸住宅建設工事請負費2,717万円の減額補正のほか、事業の実施などに伴い、不用と見込まれる額の減額補正をお願いするのが、主なものでございます。次に、消防費関係では、4,075万8,000円の減額補正ですが、消防費の非常備消防費で、消防団員の年報酬及び出勤報酬1,000万円の減額補正を、都市防災総合推進事業費で、避難路工事請負費2,570万円の減額補正のほか、事業の実施などに伴い、不用と見込まれる額の減額補正をお願いするのが、主なものでございます。次に、教育費関係では、928万4,000円の減額補正ですが、小学校費の学校管理費で、南小学校の学習教材用ソフト396万円の減額補正を、社会教育費の文化財保護費で、川村駅周辺保存整備工事請負費100万円の減額補正のほか、事業の実施などに伴い、不用と見込まれる額の減額補正をお願いするのが、主なものでございます。次に、災害復旧費関係では、2,351万6,000円の減額補正ですが、農林水産施設災害復旧費の林業施設災害復旧費で、林道相良五木線災害復旧測量設計業務委託として1,407万4,000円の増額補正を、令和2年発生の林道相良五木線災害復旧工事請負費3,593万円は、年度間調整による減額補正のほか、事業の実施などに伴い、不用と見込まれる額の減額補正をお願いするのが、主なものでございます。最後に、公債費関係では、261万円の減額補正ですが、公債費の利子で、令和6年度分の借入利率の確定に伴う利子254万円の減額補正をお願いするものが、主なものでございます。これらの歳出の財源と致しましては、歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金及び村債などを減額し、村税、地方譲与税、各種交付金、財産収入及び諸収入をもって、充てるものでございます。また、第2表で、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費といたしまして、令和7年度中に事業の完了が困難と見込まれます21事業、12億7,055万8,000円を、第3表地方債補正におきましては、事業量の減少に伴います村道整備事業のほか12事業の限度額の変更につきましても、併せてお願いするものでございます。以上、議案第18号につきまして、ご説明申し上げましたが、内容ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、8番議員。}

はい、8番議員。

○8番(黒木正照議員) はい8番です。1点だけお伺いします。102ページの商工費ですかね。四浦地区交流拠点施設整備工事請負費6,955万7,000円上がっておりますが、この工事の建物とかいろんな工事だと思いますが、どのような内容をですね、検

討されての工事になるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) おはようございます。企画商工課長お答えします。今回の改修につきましては、元四浦保育所の方を改修を見込んでおりまして、元四浦保育所の中央部にあった多目的スペースにつきましては、そのまま利用と。調理室につきまして、ちょっと狭いかったですから、その拡張と手前側にあった事務室のあたりをですね、床をそのまま低くして、土間にして、靴を履いたまま、利用できる場所ということで改修を見込んでおります。その他につきましては、トイレの改修、子供用のトイレを大人用に改修と、あとは敷地のほうですね、施設内の敷地をちょっと、整備を考えております。面積としましては、事務室、調理室交流スペースを合わせて土間になる部分が110平米、それとトイレが北側の1ヶ所と、もう1つ、事務室側にもう1ヶ所設ける予定です。それと、シャワー室の方もですね、合わせて整備します。あとものを納める倉庫ですね、そこの方もお部屋を、既存のものをなるべく活用するんですけども、その改修と外側にあったテラス等の改修を見込んでおります。以上になります。

{「はい、8番。」と、8番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、8番議員。

○8番(黒木正照議員) 工事内容はわかりました。今後ですね、この地区の憩いの場となるようにですね、何か皆さんが喜ばれるような施設になるように進めていただきたいなというふうに思っております。終わります。

○議長(永田博人議員) 他に質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) 大きく3点ほどをお尋ねいたします。まずはですね、歳入歳出の減額が3億円を超えるという金額であります、かなり大きい減額ではないかなと思います。もちろん内容的には納得いく部分も多くあるわけではあります、まず総論的な話として、補助金負担金の件はそれはそれでいいですけど、委託料とか工事請負費ってのがかなり高額なものがいくつも挙がっております、こういった減額が生じた事由というのは、これは執行部としての考えでいいですけども。その事業計画に無理があったのか。執行部としての認識でいいんです。執行力がなかったか。予算要求のあり方に問題があったのかですね。多少似たような表現、ことでありますが、こういったことですね、どう捉えられているかこれだけの多くの金額が落とされるっていうことをですね。もう一度言いますが事業計画に無理がなかったか、これ要求のあり方も含めてですけど執行力がなかったか。なかったかというシビアに言い方ですけども。これは職員の負担が大きいのかなという感じもするし、あえてですね、一

般職員の時間外手当、勤務手当が 160 万円増額されてるけど、これは選挙の関係の増額もあったんでしょうかね。それを含めて、これは村長ではなくて、総論的な話として、総務課長がどう捉えているかということで総務課長にちょっと、そのところ認識をお尋ねしたいと思っております。

○議長(永田博人議員) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。各事業におきましては、その事業化におきまして年度計画を計画します。それに基づきまして事業の方は実施していくわけでございますけども。事業の進捗状況、途中で補助金がついたりとか、落札率が低くなったりとか、そういった部分について減額があったり、また逆に増額があったりというところへの対応しているかと思えます。細かなところまでちょっと私の方では 1 つ 1 つの事業についてというのが状況まで把握しておりませんので、そのような状況かなというふうに考えております。時間外勤務手当につきましては、選挙の分は選挙で別に補正を組ませていただきまして、そちらの方は出しておりますので選挙の分は入ってございません。以上でございます。

{「はい、議長。」と、7 番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、7 番議員。

○7 番(徳田正臣議員) 落札率の問題とか、前は大分不落という状況があったと思いますけど、そういった社会情勢をちょっと踏まえてやっぱり事業も考えていくべきじゃないかなと思っておりますし、あと私が思うのは、この時間外勤務手当 160 万円、これについて、関連して申し上げますと、ちょっと職員数が、前から申し上げてるとおりちょっとキツキツの状態で職員の負担がちょっと大きいのではないかなという感じがいたしておりますですね。もうちょっと職員がおおらかに仕事ができるような体制を村長の方で取っていただければなと私は思っているところです。それで具体的な点をちょっと 2 つだけ。本会議では軽く聞いていきたいと思っておりますけども。87 ページに、リノベーション公有財産購入費、リノベーションというのがありますが、これはどういった感じかということで一通り聞いておりますが、このリノベーション事業について結構大きな額が、土地購入費と家屋購入費が落とされておりますけど、こういうことに至った理由を、お尋ねしたいと思っておりますし、あわせて、同じページでありますので、がんばる地域応援補助金、この 100 万円ですね、これについては、まずは大ざっぱに、この減額が生じたのは、行政区の中で、何行政区が取り組まれなかったからこういう金額が落とされたかということと含めて、このがんばる地域応援補助金の制度事業趣旨をもう一度確認的に教えてもらいたいと思っております。がんばる地域応援補助金の趣旨ですね、制度趣旨はい。以上です。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えします。まずリノベーション事業に関しましては、村の方で、土地、建物を購入するという事で計画をしておりますが、事業のちょっと見直しを図りまして、民間でできるのではないかとということで、内部で検討しました。今回の事業に関しましては、空き家の改修とあわせて、お話し居住だったり、あと移住定住の相談窓口ということで、他の自治体、あと国県の事業等も見ながらですね、来年度、業務委託ということで、民間業務委託ということで、方針を変えたところです。また、がんばる地域応援補助金につきましては、今年度、今、見込みではございますが、13行政区活用をされる。

{「13。」と、7番議員。}

はい。活用されます。なので、残り5地区が、今現在ではまだ活用がされていない状況です。それと、この補助金の趣旨につきましては、地域の課題解決に伴い、地域の方で自主的に合意形成を図って、その課題に対する、事業を進め、取り組みなどを進められているものということで、お答えいたします。以上となります。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) リノベーションの事業についての見直されたのは、率直に言って正解だと思いますが、見直した後、今度はどうするかということですね、大事だと思いますので、その点ちょっとよくご検討いただければと思っております。あとがんばる地域応援補助金につきましてはですね、これは趣旨が、率直に言って私のときとちょっと違ったような形になってきているかなと思いますけども、ただ今言われたような趣旨で、実際運用されてるか動いてるかということも含めてですね、いろいろ考えていただきたい部分があったわけでありまして。話としてはわかりました。それともう1つ先ほどですね、8番議員が聞かれたところの、やはり関連ですが、この102ページですね。四浦地区の拠点整備のこの事業の、この件ですが。整備内容は、わかります。整備内容はわかりますが、その拠点とした施設を、具体的にどう活用していくかということ。どう地域として、村として活用していくかということをちょっと、説明していただければと思っております。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長お答えします。四浦の新しい交流拠点施設整備につきましては、令和5年度6年度にかけて、地域住民のヒアリング、また、ワークショップを開催しております。その中で地元の声としては、一番は気軽に皆さんが集まって活動する、または交流する場が欲しいという要望がございました。村の方でもその内容を精査した上で、今後の活用につきましては、位置付けとしては生涯学習の面もありますけれども、地域の方が気軽に寄っていただいて、そこでですね、何らかの活動が生まれればということで、今検討を進めているところでございます。以

上お答えします。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) ワークショップ等を開いていただいて、それなりのやっぱ住民ニーズっていうのとらえられて、その上で村としての対応を考えられたと思いますけども。そこんところ、走りながら決めるというわけじゃないですけども。家中内容。住民の方っていうのは率直に申し上げて、言うことは言うけどもいざできてきて、もう、要望したとおり、自分たちが動かないっていう面がありますので、もう、そこんところの価値を、内容を実質的な現場においての活用というのを、もうちょっと練っていただかないと、本来ならば、整備できないはずだと思うんですね。造ってこれを皆さん利用してくださいでは、結構、活用されない施設ってのが、もう全国的にいっぱいありますので、そこんところですね、走りながら、いろいろ検討するっていうこの言葉の趣旨はおわかりだと思いますけど。やっていただきたいなと思っております。以上です。

○議長(永田博人議員) 他にご質疑ありませんか。ありませんね。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「ありません。」と呼ぶ者あり。}

ありませんね。これから、議案第18号、令和7年度相良村一般会計補正予算第8号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第18号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



日程第14から日程第16 議案第19号から議案第21号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第14、議案第19号、令和7年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第5号から日程第16、議案第21号、令和7年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)までを一括議題とします。本案について、提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第19号令和7年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第5号から議案第21号令和7年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号までにつきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。初めに、議案第19号令和7年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第5号につきまして、ご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ373万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億3,605万5,000

円とするものでございます。補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で、ご説明申し上げます。まず、歳出につきましては、総務費の総務管理費で、国民健康保険システム改修 329 万円の減額補正を、保険給付費の高額療養費で、手術等による医療費が高額になる見込みであるため、150 万円の増額補正を、基金積立金で、国民健康保険給付基金利子として 17 万円の増額補正をお願いするほか、事業の実施などに伴い、不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものが、主なものでございます。歳入につきましては、保険税及び国庫支出金を減額し、財産収入、繰入金、繰越金及び諸収入をもって、充てるものでございます。次に、議案第 20 号令和 7 年相良村介護保険特別会計補正予算第 4 号につきまして、ご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 993 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 849 万円とするものでございます。補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で、ご説明申し上げます。まず、歳出につきましては、総務費の総務管理費で、介護保険制度に伴うシステム改修委託料として 78 万円の増額補正を、保険給付費の介護サービス等諸費で、サービス利用者の実績見込みにより、居宅介護サービス給付負担金 1,081 万円の減額補正を、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費で、国庫支出金の減額による充当財源の組替え、及び介護予防ケアマネジメント委託料として 10 万円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては、保険料、使用料及び手数料、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を減額し、国庫支出金、財産収入、繰越金及び諸収入をもって充てるものでございます。最後に、議案第 21 号令和 7 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号につきまして、ご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 50 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 8,725 万 5,000 円とするものでございます。補正の内容としましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で、ご説明申し上げます。まず、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金で、増額が見込まれます、被保険者保険料負担金として 53 万 6,000 円の増額補正をお願いするのが主なものでございます。歳入につきましては、繰入金及び諸収入を減額し、保険料、使用料及び手数料、繰越金をもって充てるものでございます。以上、議案第 19 号から議案第 21 号までにつきまして、一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と呼ぶ者あり。}

ありませんね。ご質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「ありません。」と呼ぶ者あり。}

次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「ありません。」と呼ぶ者あり。}

討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 19 号、令和 7 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 5 号から、議案第 21 号、令和 7 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号までを採決します。この採決は、起立によって行います。はじめに、議案第 19 号、令和 7 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 5 号を採決します。議案第 19 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。



○**議長(永田博人議員)** 次に、議案第 20 号、令和 7 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 4 号を採決します。議案第 20 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。



○**議長(永田博人議員)** 次に、議案第 21 号、令和 7 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号を採決します。議案第 21 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。



日程第 17 から日程第 18 議案第 22 号から議案第 23 号

○**議長(永田博人議員)** 次に、日程第 17、議案第 22 号、令和 7 年度相良村簡易水道事業会計補正予算第 4 号及び日程第 18、議案第 23 号、令和 7 年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第 5 号を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○**村長(吉松啓一君)** それでは、議案第 22 号 令和 7 年度 相良村簡易水道事業会計補正予算第 4 号及び議案第 23 号令和 7 年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第 5 号につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。初めに、議案第 22 号令和 7 年度相良村簡易水道事業会計補正予算第 4 号につきまして、ご説明申し上げます。まず、第 2 条、収益的収入及び支出の補正でございますが、会計予算に決めました、収益的収入及び支出の予定額につきまして、簡易水道事業収益を 238 万円減額し、収入総額を 1 億 3,137 万 9,000 円とし、簡易水道事業費用につきましても、同額の 238

万円減額し、支出総額を1億2,623万2,000円とするものでございます。次に、第3条、資本的収入及び支出の補正でございますが、会計予算に定めました、資本的収入及び支出の予定額につきまして、資本的収入を1億8,370万円増額し、収入総額を4億2,093万7,000円とし、資本的支出につきましても、同額の1億8,370万円増額し、支出総額を4億3,350万7,000円とするものでございます。第4条、企業債でございますが、会計予算に定めた起債の限度額を1億1,600万円とし、第5条、一時借入額の会計予算に定めた金額を1億8,000万円に、第6条の他会計からの補助金につきましても、会計予算に定めた金額を8,466万6,000円に、それぞれ改めるものでございます。具体的な内容につきましては、補正予算実施計画明細書でご説明いたします。収益的収入及び支出におきまして、収入の款1項1目1の水道使用料金として146万円を、項2目1及び目6の預金利息及び検査手数料として、それぞれ1万円の増額補正を、目2の一般会計からの補助金として386万円の減額補正をお願いするものでございます。支出の款1項1目3の光熱水費で、施設電気料として20万円を、項2目1の企業債利子として10万円の増額補正をお願いするほか、事業の実施に伴い、不用と見込まれる額の、減額補正をお願いするものでございます。次に、資本的収入及び支出におきまして、収入の款1項1目1の大谷地区簡易水道施設事業債300万円、及び項4目1の柳瀬地区過年度分工事負担金1万円の減額補正をお願いし、項2目3の他会計からの補助金として671万円及び項7目1の他会計借入金で、大谷地区簡易水道施設工事における国庫補助金及び事業債、工事負担金の早期充当が見込めないため、一時借入金として1億8,000万円の増額補正をお願いするものでございます。支出の款1項1目1の大谷地区施設整備工事請負費として396万円及び項4目1の大谷地区施設整備工事に伴う一時借入金の償還金として1億8,000万円の増額補正をお願いするほか、事業の実施に伴い、不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものでございます。次に、議案第23号令和7年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第5号につきまして、ご説明申し上げます。まず、第2条、収益的収入及び支出の補正でございますが、会計予算に定めました、収益的収入及び支出の予定額につきまして、農業集落排水事業収益を640万1,000円減額し、収入総額を2億2,314万1,000円とし、農業集落排水事業費用につきましても、同額の640万1,000円減額し、支出総額を2億2,121万1,000円とするものでございます。次に、第3条、資本的収入及び支出の補正でございますが、会計予算に定めました、資本的収入及び支出の予定額につきまして、資本的収入を35万円減額し、収入総額を7,586万3,000円とし、資本的支出につきましても、同額の35万円減額し、支出総額を8,757万1,000円とするものでございます。次に、第4条、企業債でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次の表のとおり定めるものでございます。次に、第5条の他会計からの補助金でございますが、会計予算に定めた金額を1億3,913万8,000円に改めるものでございます。具体的な内容につきましては、補正予算実施計

画明細書及び開始貸借対照表でご説明いたします。収益的収入及び支出におきまして、収入の款 1 項 1 目 1 の集落排水処理使用料金として 230 万円を、目 3 の農業集落排水加入負担金として 84 万円を、項 2 目 1 の預金利息として 6,000 円の増額補正を、項 1 目 2 の川地区農業集落排水処理施設維持管理等錦町負担金として 70 万円を、項 2 目 2 の一般会計からの補助金として 884 万 7,000 円の減額補正をお願いするものでございます。支出の款 1 項 1 目 3 の光熱水費で処理場電気料として 62 万円を、項 2 目 1 の企業債利子として 14 万円の増額補正をお願いするほか、事業の実施に伴い、不用と見込まれる額の、減額補正をお願いするものでございます。次に、資本的収入及び支出におきまして、収入の款 1 項 1 目 1 の中四浦地区農業集落排水施設更新工事業債として 800 万円の増額補正を、項 2 目 1 の中四浦地区農業集落排水施設更新工事国庫補助金として 8 万 8,000 円を、目 3 の一般会計からの補助金として 816 万 2,000 円を、項 4 目 1 の受益者過年度分担金として 10 万円の減額補正をお願いするものでございます。支出につきましては、事業の実施に伴い、不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものでございます。以上、議案第 22 号及び議案第 23 号につきまして、一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「ありません。」と呼ぶ者あり。}

次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「ありません。」と呼ぶ者あり。}

討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 22 号、令和 7 年度相良村簡易水道事業会計補正予算第 4 号及び、議案第 23 号、令和 7 年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第 5 号を採決します。この採決は、起立によって行います。はじめに、議案第 22 号、令和 7 年度相良村簡易水道事業会計補正予算第 4 号を採決します。議案第 22 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

○

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 23 号、令和 7 年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第 5 号を採決します。議案第 23 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。ここで、
暫時休憩いたします。15 分まで暫時休憩いたします。

○

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 15 分

○

日程第 19 議案第 24 号

○議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、日程第 19、議案第
24 号、令和 8 年度相良村一般会計予算を議題とします。本案について、提案理由の
説明を求めます。村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 24 号令和 8 年度相良村一般会計予算につつま
して、ご説明申し上げます。本村は、令和 2 年 7 月豪雨の復旧事業につつましては、
一部の林道復旧を除き完了し、現在、避難地・避難路の整備や川辺川魅力創造事業な
ど、創造的復興に向けて取り組んでおります。引き続き、スピード感を持って、総合
計画、復興計画及び復興村づくり計画などにに基づき、きめ細かに、かつ、迅速に事業
を進めるとともに、令和 4 年 10 月に熊本県に提案しました「相良村復興策」につ
いても、着実に取り組んでいく必要があります。また、令和 8 年 9 月 1 日には、相良村
が誕生し 70 年の節目を迎えます。村民の皆様が、安全・安心な生活ができますよう、
また、本村が、更に大きく未来へ羽ばたけるよう、一步一步、着実に、力強く邁進し
て参りたいと考えておりますので、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
以上のようなことから、令和 8 年度相良村一般会計予算の歳入歳出予算の総額は、前
年度と比較し、額にして 1 億 7,708 万 5,000 円、率にして 3.1 パーセント減の 55 億
7,797 万 3,000 円と定めたところでございます。それでは、歳出の主な内容につつま
して、歳出予算事項別明細書でご説明致します。まず、議会費関係では、6,148 万 7,000
円で、構成比 1.1 パーセント、対前年度 96 万 5,000 円の増額となっております。主
な内容としましては、議会中継システム運用保守委託料として 211 万 2,000 円など
をお願いするのが主なものでございます。次に、総務費関係では、8 億 3,573 万 1,000
円で、構成比 15 パーセント、対前年度 3 億 3,490 万 1,000 円の減額となっております。
主なものとしましては、総務管理費の一般管理費で、村制施行 70 周年記念式典
関係経費として賞賜金 162 万 9,000 円を含む総額、477 万 7,000 円を、地域振興基金
への積立金として 5,000 万円を、財産管理費で、庁舎及び村有財産の管理に関する経
費として 3,718 万 5,000 円を、企画費で、川辺川流域振興プラン更新等業務委託料と
して 4,049 万 1,000 円、地方路線バス補助金、くま川鉄道安定化補助金及び移住定住
促進事業などの補助金として 9,103 万 7,000 円などをお願いするのが主なものでご

ざいます。次に、民生費関係では、12億8,034万2,000円で、構成比23パーセント、対前年度3億5,950万2,000円の増額となっております。主なものとしましては、社会福祉費の社会福祉総務費で、社会福祉法人関係施設の移転に伴い、介護基盤整備特別対策事業補助金として3億3,464万円、介護保険特別会計への繰出金として1億2,303万2,000円を、障害者福祉費で、障害福祉サービスへの扶助費として1億8,222万4,000円を、後期高齢者医療事業費で、療養給付費など各種負担金として8,271万2,000円を、児童福祉費の児童福祉総務費で、障害福祉サービス費として4,104万円を、児童措置費で、子どものための教育・保育給付費など各種負担金として1億8,367万7,000円、児童手当及び副食費給付費などに係る扶助費として8,952万円などをお願いするのが、主なものでございます。次に、衛生費関係では、3億3,867万6,000円で、構成比6.1パーセント、対前年度455万7,000円の減額となっております。主なものとしましては、保健衛生費の保健衛生総務費で、子ども医療費を助成するための扶助費として1,920万円、簡易水道事業会計への繰出金として7,628万4,000円を、予防費で、予防接種委託料として3,508万3,000円を、健康増進費で、人間ドックやがん検診等の各種健康審査委託料として2,492万円を、清掃費の塵芥・し尿処理費で、人吉球磨広域行政組合へのごみ及びし尿処理負担金として9,378万3,000円などをお願いするのが、主なものでございます。次に、農林水産業費関係では5億9,711万7,000円で、構成比10.7パーセント、対前年度5,693万3,000円の減額となっております。主なものとしましては、農業費の農業振興費で、茶・果樹等苗購入のほか、農業振興に関する補助金として1,227万4,000円を、畜産業費で、酪農ヘルパー利用のほか畜産業振興に関する補助金として339万3,000円を、農業経営基盤強化促進対策事業費で、担い手育成支援協議会の運営費のほか農業経営体や農業機械の共同利用等に対する補助金として985万円を、農村総合整備事業費で、農業集落排水事業会計への繰出金として1億4,881万7,000円を、農業農村整備事業費で、水利施設整備事業、特定農業用管水路等特別対策事業及び農業競争力強化農地整備事業などの負担金として6,549万1,000円を、林業費の林業総務費で、サル・シカ・イノシシ・カラスに対する有害鳥獣捕獲報償金として1,173万円を、林道維持費で、林道黒石平川線の橋梁補修工事請負費として8,040万8,000円を、森林管理道開設事業費で、四浦西線の開設事業に伴う県への負担金として2,250万円などをお願いするのが、主なものでございます。次に、商工費関係では、6億2,451万7,000円で、構成比11.2パーセント、対前年度3,243万3,000円の減額となっております。主なものとしましては、商工費の商工業振興費で、企業誘致関連土地購入費として4,200万円、同じく立木補償金として2,457万円を、観光費で、相良村観光事業委託料として1,000万円、さがら産業文化祭運営補助金として1,250万円を、交流拠点施設整備事業費で、廻拠点施設整備及び遊水地等利活用施設整備工事請負費として4億7,233万5,000円などをお願いするのが、主なものでございます。次に、土木費関係では、3億5,390万

5,000円で、構成比6.3パーセント、対前年度2億2,421万円の減額となっております。主なものとしまして、道路橋梁費の道路新設改良費で、村道舗装改修路面調査業務委託料として1,600万円、村道平原十島線のほか2路線の道路改良等の工事請負費として9,550万円、村道平原十島線のほか2路線の建物などの補償金として4,880万円を、橋梁維持費で、村内36橋梁の詳細点検業務委託料として2,700万円を、橋梁新設改良費で、相良大橋のほか2橋梁の補修詳細設計業務委託料として3,900万円などをお願いするのが、主なものでございます。次に、消防費関係では、4億7,835万9,000円で、構成比8.5パーセント、対前年度8,914万9,000円の増額となっております。主なものとしましては、消防費の消防総務費で、人吉下球磨消防組合への負担金として1億4,726万4,000円を、非常備消防費で、消防団員への年報酬及び出動報酬として1,814万3,000円を、都市総合防災推進事業費で、十島・新村地区避難路工事請負費として1億4,459万円、永江地区避難地の第2期造成及び建築などの工事請負費として1億1,879万1,000円などをお願いするのが、主なものでございます。次に、教育費関係では、3億7,435万1,000円で、構成比6.7パーセント、対前年度2,911万8,000円の減額となっております。主なものとしましては、教育総務費の事務局費で、令和9年度に開校予定の義務教育学校に関する委託料として4,132万4,000円を、小学校費の学校管理費で、北小学校補助教諭及び事務補助員並びに南小学校の特別支援教育支援員4名分の報酬として1,334万8,000円、南北小学校ICT支援業務委託料として773万4,000円、中学校費の学校管理費で、特別支援教育支援員2名分の報酬として463万6,000円、ICT支援業務委託料として542万3,000円を、給食管理費の共同調理場管理費で、小中学校の給食材料費として1,956万3,000円、給食調理及び配送業務委託料として2,634万8,000円を、保健体育費の体育施設費で、総合体育館管理業務委託のほか体育館の維持管理に関する委託料として1,216万4,000円などをお願いするのが、主なものでございます。次に、災害復旧費関係では、2億493万9,000円で、構成比3.7パーセント、対前年度121万7,000円の減額となっております。主なものとしましては、農林水産施設災害復旧費の林業施設災害復旧費で、令和2年発生及び令和5年発生 林道相良五木線災害復旧工事請負費として2億470万8,000円などをお願いするのが、主なものでございます。次に、公債費関係では、4億2,354万9,000円で、構成比7.6パーセント、対前年度5,666万8,000円の増額となっております。これは、過年度に借入れを行いました、地方債の元金の償還開始、及び令和6年度借入分の利子償還が始まるもので、元金の償還金として3億7,976万9,000円、利子の償還金として4,378万円を計上するものでございます。次に、歳入につきまして、歳入予算事項別明細書で、主なものをご説明いたします。まず、村税では、構成比7パーセント、対前年度比101.5パーセント、額にして559万9,000円増の、総額3億8,851万8,000円となっております。これは、村民税につきましては、法人税の増加、新築住宅の課税開始に伴う固定資産税の増加、及び市町村たばこ

税の増額を見込んでいるところでございます。次に、地方譲与税から地方特例交付金までにつきましては、前年度における収入状況、ガソリン税・環境性能割の廃止などによる譲与税の減額などを勘案して計上しております。次に、地方交付税は、前年度比 104.9 パーセント、総額 19 億 6,629 万 9,000 円を見込んでおります。うち、普通交付税は、前年度比 105.2 パーセント、額にして 9,260 万円増の 18 億 6,629 万 9,000 円を見込んでおりますが、令和 7 年度の交付実績からは 1 億 9,112 万 5,000 円の減額となる見込みでございます。次に、国庫支出金及び県支出金は、事業実施計画に基づく予算額を計上しておりますが、国庫支出金におきましては、社会資本整備総合交付金を活用した地域優良賃貸住宅整備事業、及び標準化移行に伴う補助金の皆減などにより減額を見込み、県支出金におきましては、令和 2 年 7 月豪雨被災者等支援交付金が減額するものの、介護施設の移転に伴う基盤緊急整備特別対策補助金の皆増、市町村営林道改良事業補助金などの増額を見込み、対前年度 1 億 8,310 万 4,000 円の増額となる見込みでございます。次に、寄附金につきましては、ふるさと寄附金を 5,000 万円、企業版ふるさと納税を 500 万円、見込んでいるところでございます。次に、基金からの繰入金につきましては、財政調整基金を 5 億 1,472 万円繰り入れ、地域振興基金については 3,800 万円を繰り入れ、寄附者が指定する事業に活用するものでございます。また、土地開発基金は、4,000 万円を繰り入れ、企業誘致関係土地購入費等に活用するものでございます。次に、村債につきましては、対前年度 5 億 5,960 万円減の 5 億 7,140 万円を計上しておりますが、地方自治法第 230 条第 1 項による令和 8 年度中に借入れを予定しています起債の目的、限度額、起債の方法などにつきましては、第 2 表地方債にてお願いするものでございます。その他、歳入につきましては、安全で確実な額で計上したところでございます。また、給与費明細書、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度における現在高の見込みに関する調書につきましても、計上しているところではございます。以上、議案第 24 号につきまして、ご説明申し上げましたが、内容ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。ご質疑ありませんので・・・

{「はい。」と、7 番議員。}

はい、7 番議員。

○7 番(徳田正臣議員) 軽く 2 点ほど、村長にお尋ねしたいと思っております。令和 8 年度一般会計の予算がただいま、説明を村長から受けたところでありますが、村長としてですね、どのような村づくり構想を持って、予算編成をされたのか、或いは各課に指示されたのか、その思いというのものも、思いっきりお話いただければと思っております。

○議長(永田博人議員) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 予算編成につきましては、令和2年の災害後、当初予算について、上がってきておりますが、できるだけですね、予算規模、平準といいますか、平年並みに持っていく必要があると思っております。しかしながら、まだまだ避難路関係、災害関係もありますので、そういう点についてはですね、職員一同、内容を吟味して、できるだけ村民には安全安心な事業ができますように、財政的には、いろんな部分についてですね、精査するようにして、予算を計上しております。予算の中については、いろんな事業等も含まれますが、これは必要最低限の事業をするための予算でございますので、どうかご理解をいただければと思っております。以上です。

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○7番(徳田正臣議員) 令和2年の豪雨災害がありまして、そのための対応をとっているのはですね、本当、村長始め職員の皆さんがたも大変なご苦労があったかと思っておりますが、それを含めて、相良村のトップリーダーとしての思い、俺はこういう相良村にしたいんだという思いが、この6年間、具体的に全く伝わってこなかったような気がするわけで、でももう、この段階において村長の村づくりの思いっていうのが、安定してきたところで、聞けるかなと思ったところで思いっきり、本当に素直に聞いたかったわけでありまして。いわゆる東北地震ですね、岩手から宮城県、福島県を中心として、かなりの自治体が被災に遭われましてですね。被災に遭った自治体が、創造的復興って、熊本でよく言われますが、創造的でない復興ってありえないわけであって、そういった言葉ではなくて、かなり東北の自治体っていうのは、首長のリーダーシップによって、本当にこの格差が生じてるというふうに、現実的に言われております。単に土木事業だけをやってだけの自治体と、これをきっかけに、いい意味でリセットする形で、素晴らしい村づくり町づくりに取り組んでいる自治体があります。私も、昨年11月もですね、自分でちょっと東北ずっと回ってきましたけども、つき合いのある、首長や議員がまだおりますのでいろいろ話聞いてると、格差が生じてるということでありまして、相良村は、この6年間の中でどうあったか。或いはその、人吉球磨、全体がどういった地域づくり、復興が成し遂げられたかということが気になったわけでありまして村長に聞いた次第であります。ですからそれはもう村長の今、話を思いっきりそれは話しいただいたというふうに解釈しておりますのでよろしいわけでありまして。常々私が申し上げてる、村づくりは人づくりということで人材育成、これは子供たちだけではなくて大人も含めてすべての村民、そして職員のスキルアップも含めて、言ってるっていうことは、常々申し上げておりますのでおわかりであると思っておりますが、毎年お願いしておるところであります。いわゆる人材育成のための新規事業ないし、その予算がありましたら、新規事業、或いは新規事業でなくても今まで10万しか組んでなかったけど、どんと100万200万にしたぞっていう事業

があったら、それに限って、村長の言葉として、この機会に、そういった人材育成、の事業なし予算をあれば、答弁していただきたい。なければならないでよろしいです。以上です。新規または極端な所、大きな増額したところだけでいいです。

○議長(永田博人議員) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 今ソフト事業7番議員は、常にソフト事業言われますが、都会的な考えじゃなかろうかと思っております。6年間実績があるかないか、これはもう村民の方が、それぞれ考え方は違うと思えますけども。やはり、道路だけという話がありますが、やはり通勤通学する場合は道路が一番です。今まで整備してこなかった部分を整備する・・・

{「質問にご答弁いただければよろしいわけです。」と、7番議員。}

人材育成、或いはいろんなソフト面、それはそれで、そのあとついてくるものであってですね。新規事業には・・・

{「ないということですね、それでいいです。村長。大丈夫です。」と、7番議員。} ないとは言うとらんとですけど・・・

{「はい、以上で。」と、7番議員。}

そのようなことでですね、何遍も申し上げますが、7番議員も前任者でおられました。がソフト事業に関心があって、私がないように思われますが、まずは私は、ハードをしてそのあとにソフトと思っております。両立が一番・・・

{「それは別のところで議論しますんであるかないか何か結論だけでいいと思います。」と、7番議員。}

はい、終わります。

○7番(徳田正臣議員) はい、議長以上です。

○議長(永田博人議員) 他に、ご質疑ありませんか。ありませんね。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第20から日程第22 議案第25号から議案第27号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第20、議案第25号令和8年度相良村国民健康保険特別会計予算から日程第22、議案第27号令和8年度相良村後期高齢者医療特別会計予算までを一括議題とします。本案について、提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第25号令和8年度相良村国民健康保険特別会計予算から議案第27号令和8年度相良村後期高齢者医療特別会計予算までにつきまして、一括してご説明申し上げます。初めに、議案第25号令和8年度相良村国民健康保険特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。令和8年度当初の歳入歳出予算総額を、歳入歳出それぞれ5億1,647万1,000円と定めるものでございます。予算

の内訳は、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございますが、前年度と比較しますと 1,655 万 6,000 円の減額予算となっております。歳出の主なものは、保険給付費、国民健康保険事業納付金及び保険事業費で、歳出予算の約 97 パーセントを占めております。財源となります歳入の主なものは、国民健康保険税、県支出金、繰入金及び繰越金でございます。また、給与費明細書につきましても記載しております。次に、議案第 26 号令和 8 年度相良村介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。令和 8 年度当初の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 7 億 8,415 万 4,000 円と定めるものでございます。予算の内訳は、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございますが、前年度と比較しますと 251 万 4,000 円の増額予算となっております。歳出の主なものは、保険給付費及び地域支援事業費で、歳出予算の約 97 パーセントを占めているところでございます。財源となります歳入の主なものは、介護保険料、国及び県支出金、支払基金交付金及び繰入金でございます。また、給与費明細書につきましても記載しております。最後に、議案第 27 号令和 8 年度相良村後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。令和 8 年度当初の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 151 万 6,000 円と定めるものでございます。予算の内訳は、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございますが、前年度と比較しますと 1,337 万円の増額予算となっております。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。財源となります歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び繰入金でございます。以上、議案第 25 号から議案第 27 号までにつきまして、一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 23 から日程第 24 議案第 28 号から議案第 29 号

- 議長(永田博人議員) 次に、日程第 23、議案第 28 号、令和 8 年度相良村簡易水道事業会計予算及び、日程第 24、議案第 29 号、令和 8 年度相良村農業集落排水事業会計予算を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

- 村長(吉松啓一君) それでは、議案第 28 号令和 8 年度相良村簡易水道事業会計予算及び議案第 29 号令和 8 年度相良村農業集落排水事業会計予算につきまして、一括してご説明申し上げます。初めに、議案第 28 号令和 8 年度相良村簡易水道事業会計予算につきまして、ご説明申し上げます。まず、第 1 条としまして、令和 8 年度の相良村簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。第 2 条、業務の予定量につきましては、(1) 給水件数が 1,385 件、(2) 年間総給水量が 32 万 2,090 立方メー

トル、(3)1日の平均給水量が882立方メートル、(4)主要な建設改良事業と致しまして、田代地区簡易水道整備費が9,212万5,000円でございます。第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入、第1款簡易水道事業収益が1億2,163万6,000円、支出、第1款簡易水道事業費用として1億1,883万2,000円とするものでございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入、第1款資本的収入が1億4,023万9,000円、支出、第1款資本的支出1億4,690万4,000円とするものでございます。第5条、企業債でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次の表のとおり定めるものでございます。第6条、一時借入金の限度額につきましては、3,700万円と定めるものでございます。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合を定め、第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めています。第9条、他会計からの補助金につきましては7,628万4,000円でございます。第10条、重要な資産の取得及び処分でございますが、取得する資産といたしまして、田代地区簡易水道施設の浄水・貯水・送水の各施設一式でございます。次に、予算に関する説明でございます。収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の2種類ございますので分けてご説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出でございます。収入、款1項1営業収益では、簡易水道使用料金など5,208万6,000円を計上しております。項2営業外収益では、一般会計からの補助金、長期前受金戻し入れなど6,955万円を計上しております。以上、収入総額を1億2,163万6,000円とするものでございます。次に、支出でございます。款1項1営業費用では、職員の人件費、施設や機械設備等の光熱水費、保守委託料、修繕費及び工事請負費、減価償却費など1億1,072万1,000円を計上しております。項2営業外費用では、企業債及び一時借入金利息償還額、消費税及び地方消費税納付額など711万円を計上しております。項3特別損失は、1,000円を存目計上しております。項4予備費では100万円を計上しております。以上、支出総額を1億1,883万2,000円とするものでございます。次に、資本的収入及び支出でございます。収入、款1項1企業債では、企業債借入分として7,900万円を計上しております。項2補助金では、一般会計からの補助金である、他会計補助金として6,062万8,000円を計上しております。項4工事負担金では、過年度分を含む給水工事負担金として61万円を計上しております。項7他会計借入金は、1,000円を存目計上しております。以上、収入総額を1億4,023万9,000円とするものでございます。次に、支出でございます。款1項1建設改良費では、旅費のほか、田代地区簡易水道浄水施設整備工事請負費として9,231万3,000円を計上しております。項3企業債償還金では、企業債元金の償還金として5,359万円を計上しております。項4建設改良他会計借入金償還金は1,000円を存目計上しております。項6予備費では、100万円を計上しております。以上、支出総額を1億4,690万4,000円とするものでございます。次に、会計予算第4条のカッコ書きをご覧ください。資本的収入額が、資本的支出額に対し666

万5,000円不足しておりますので、当年分損益勘定留保資金666万5,000円で補填することとしております。そのほか、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、貸借対照表も計上しているところがございます。次に、議案第29号令和8年度相良村農業集落排水事業会計予算につきまして、ご説明申し上げます。まず、第1条としまして、令和8年度の相良村農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによります。第2条、業務の予定量につきましては、(1)排水戸数が1,120戸です。(2)年間総排水量が22万4,726立方メートル、(3)1日の平均排水量が616立方メートル、(4)主要な建設改良事業といたしまして、川地区の農業集落排水整備費が9,613万円でございます。第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入、第1款農業集落排水事業収益が2億3,954万2,000円、支出、第1款農業集落排水事業費用として2億3,787万7,000円とするものでございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入、第1款資本的収入が1億6,479万8,000円、支出、第1款資本的支出1億7,082万5,000円とするものでございます。第5条、企業債でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次の表のとおり定めるものでございます。第6条、一時借入金の限度額は、4,000万円と定めるものでございます。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合を定め、第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めています。第9条、他会計からの補助金につきましては1億4,881万7,000円でございます。次に、予算に関する説明でございます。収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の2種類ございますので分けてご説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出でございます。収入、款1項1営業収益では、農業集落排水処理使用料、加入金、錦町からの川地区維持管理経費負担金など4,343万9,000円を計上しております。項2営業外収益では、一般会計からの補助金、長期前受金戻し入れなど1億9,610万3,000円を計上しております。以上、収入総額を2億3,954万2,000円とするものでございます。次に、支出でございます。款1項1営業費用では、職員の人件費、施設や機械設備等の光熱水費、保守委託料、修繕費及び工事請負費及び減価償却費など2億2,211万1,000円を計上しております。項2営業外費用では、企業債利子償還額、消費税及び地方消費税納付額など1,476万5,000円を計上しております。項3特別損失では、1,000円を存目計上しております。項4予備費では、100万円を計上しております。以上、支出総額を2億3,787万7,000円とするものでございます。次に、資本的収入及び支出でございます。収入、款1項1企業債では、企業債借入分として4,760万円を計上しております。項2補助金では、国庫・県補助金及び一般会計からの補助金である他会計補助金として、1億1,719万6,000円を計上しております。項4及び項7は、それぞれ1,000円を存目計上しております。以上、収入総額を1億6,479万8,000円とするものでございます。次に、支出でございます。款1項1建設改良費では、旅費のほか中四浦地区中継ポンプ更新工事設計業務委託料及び同地区中継ポンプ更新

工事請負費、川地区中継ポンプ更新工事請負費として 9,622 万円を計上しております。項 3 企業債償還金では、企業債元金の償還金として 7,360 万 4,000 円を計上しております。項 4 他会計借入金償還金では、1,000 円を存目計上しております。項 6 予備費では 100 万円を計上しております。以上、支出総額を 1 億 7,082 万 5,000 円とするものでございます。次に、会計予算第 4 条のカッコ書きをご覧ください。資本的収入額が、資本的支出額に対し、602 万 7,000 円不足しておりますので、当年分損益勘定留保資金 602 万 7,000 円で補填することとしております。そのほか、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、貸借対照表も計上しているところでございます。以上、議案第 28 号及び議案第 29 号につきまして、一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。ありませんね。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ここで、暫時休憩します。再開は 1 時からとします。

○
休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 01 時 00 分
○

日程第 25 議案第 30 号

- 議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、日程第 25、議案第 30 号、相良村過疎地域持続的発展計画に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

- 村長(吉松啓一君) それでは、議案第 30 号相良村過疎地域持続的発展計画に関し議会の議決を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。令和 3 年 9 月に策定しました、相良村過疎地域持続的発展計画が、令和 8 年 3 月 31 日をもって終了することから、新たに、令和 8 年度からの 5 年間を計画期間とする相良村過疎地域持続的発展計画を策定し、同法を活用した村づくりを総合的かつ計画的に推進していくには、同法第 8 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、ご提案するものでございます。以上、議案第 30 号につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、7 番議員。}

はい、7 番議員。

- 7 番(徳田正臣議員) はい。1 つだけ。質疑をしたいと思っております。現在の相良村の人口はもう 4,000 人を割り込んだところであろうかと思いますが、皆様ご存じで

もありますし、もう、至るところで私自身も申し上げておりますけども、2,040年には2,500人の村になる。もうほぼ多分、国立社会保障・人口問題研究所のまま行くんではないかなと私は思っております。村としてのできるだけこの緩やかな下降のカーブ、緩やかにするための取り組みをしても、現実的にはどれだけの効果が現れるか厳しいものがあるということではありますが、その人口が減るだけではなくって、いわゆる、もう、年齢、構造が提灯型から、逆三角形にもうなるだろうというふうな形で言われておりますが、さらに円安っていうのが今の国際情勢の中で、これはさらに続くだろうという厳しい状況、現実、世界の話じゃなくて相良村に直接直結するような話ではありますが、相良村を今後どう維持していくかということで考えた場合に、これ、人口減少っていうのを、これをしっかりと、現実直視して、村づくりを考えていかないと、将来の相良村は大変になる、もうすでになつていると思います。すべての地方がですよ。そういう中で、交流人口、関係人口を増やしていこうということの中でのいろんな担当が担当課が考えているところであろうかと思いますが、今回のこの計画書の中で本当に持続可能な地域づくりとして、タイトルがついておりますけども。相加的な計画書であります。これはもう致し方ないですが、この中で、村長が今後5年間力を入れていきたいというのを、やっぱ集中と選択。やっぱり現実的に力を入れていく事業ってのがあるかと思いますが、その村長の思いをですね、また、先ほどと同じように、具体的に個別的に、いくつかの点を挙げていただければなと思っております。村長、お願いします。

○議長(永田博人議員) はい、村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 具体的にといいますか、過疎は、ご存じのとおり、釈迦に説法だと思っておりますが、過疎債を借りれば、いろんな事業ができるということで、そのためにも無防備に借りるわけにはいきませんので、その中で、今言いました移住定住もなかなか難しいんですが移住定住、農林業の振興商工関係。それと、情報網ですね。今、光をしておりますけども、それと交通施設の整備、子育て、医療とかいろいろありますが、私は球磨郡全体も日本も一緒ですよ。球磨郡全体で減る率が、人口減少率が、できるだけ少なくするためにはどうしたほうがいいのか、今町村名を挙げて恐縮ですが、錦町あたりはもう減少率が、他の地区よりは少ないんですが、私ども相良村もどうすれば皆さんが暮らしやすくなるか。ハード面で、人吉に行く、買い物も含めて高速道路も含めて、人吉に行く、道路の整備、これはもう絶対必要だなと、ここが短いと、いろんなところに行かれる。また人吉球磨の、地図上の中心ですので、多良木行ったり湯前行ったりしても、便利がいいということで、やはり、暮らしやすいというのは一番始めに、道路だと。それと、それに付随する働き場所ですが、相良村の農林業の振興もしておりますので一番は農林業の振興を含めて、人吉球磨に、人吉とか或いは郡部に、できるだけ短時間でいけるような交通体系。それによって子育てもしやすい

んじゃないかと思うっております。元に戻りますが、人吉球磨で、いずれ出てくると思いますけども。人口減少が、一番少ないのは錦と。そのあとに、うちが続けばいいかなと思うっております。人口が減るのは、減るんでしょうけども、今7番議員も言われましたとおり、緩やかに減るような形をとられればと思うっております。以上でございます。

{「はい。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) ネガティブなことを言うわけではありませんが、もう人口減少を止めることは不可能ですね。ですから、2040年2050年2060年、2060年となれば、かなり先のようにありますが、人口シミュレーションを国立社会保障・人口問題研究所中心に、もちろん村としてもやっておられると思いますが、人口減少とその中の年齢構造を考えた上でどういった村づくりをしていくかって考えた場合に、もう、すでにもう限界、不可能な状態になってる。だから、総務省というのは、交流人口、交流人口もちょっと厳しくなってきた、関係人口ということも言っている。交流人口ないし関係人口を増やすため、今、どうすればいいか、どういった村づくりをすればいいかということ、1点、そこに考えて、焦点を絞って考えていくことが私は必要かなと思います。ですから計画書を、もちろんその作らなきゃいけない、議会の議決ももう経なければいけない。わけであります、村長として、執行部としてやっぱり、その中でどれを本当に力点を置いていくかということ、思っていることを語って欲しかったわけあります。ですから現状の分析とか、将来予測っていうのはどこでもできておりますが、具体的な当てはめとしての村づくりと合致しない計画書が多い。これはもう致し方ないと思いますが、コンサルもテキストとおりの、計画書を作って出してるということであって、持続可能な村づくりでないものか散見というか、かなり入っておりますので、この計画書自体はもう作られたのは致し方ありませんがその中で、今後ですね、持続可能な相良村ができますようにですね、取捨選択をですね、しっかりと選択と集中をですね、していただければなと思うところあります。以上です。私からは。

○議長(永田博人議員) はい、他に質疑ありませんか。ありませんね。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第26 議案第31号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第26、議案第31号、工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第31号工事請負契約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。本件につきましては、令和7年10月9日、令和7年第7回

相良村議会臨時会において議決されました、令和7年度地域優良賃貸住宅建設工事請負契約におきまして、工事施工中の設計数量等の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。主な工事の変更概要は、建築本体工事におきまして、資材の仕様及び仕上げ方法の変更、並びに住宅性能基準に基づき床下点検口を追加するものでございます。併せまして、建築外構工事及び電気・機械設備工事におきましても、仕様及び仕上げ方法の変更追加が必要となりましたので、事業量の変更が生じたものでございます。工事の施工業者は、熊本県人吉市土手町3番地、株式会社岩井工務店、代表取締役 岩井和彦でございます。工事請負変更金額は、変更前契約金額7,480万円を7,620万2,842円に増額変更するものでございます。また、参考資料と致しまして、今回の変更仮契約書の写しを添付しております。以上、議案31号につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) 1点、質疑をいたします。前全協のほうで説明があったところではありますが、大きく4点ほど、変更理由というのは、挙げられておりますが、土木工事と違って建築工事っていうのは、もちろん目に見えるところではありますが、この変更をすべてではないですが、これは事前に予測できなかったものなのか。ですね、何かこう後で何か追加的に変更したような感じがありますので、ということは当初の設計がちょっと十分でなかったかなという感じがいたすところではありますが、その点についてですね、もう建設課長説明をお願いいただければと思っております。

○議長(永田博人議員) はい、建設課長。

○建設課長(大土手寛君) 建設課長お答えいたします。当初設計につきましては、あくまでも標準的な建築の工法等の設計というところで、発注後ですね、工程会議を週一で、現場の代理人、それから、設計会社、村、協議を行う中でですね、どうしても入居者が使い勝手のいいような、外構も含めたところでの工事内容施工を、施した方がいいだろうという協議の中で、そういったいろんな面でですね、協議をした結果変更というところで、決めさせていただいた部分となります。設計が当初から違算であったりとか、そういう、間違っていたという部分については、私どもはそういうふうには考えていないところではあります。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) はい、議長。相良村ではこういうことはなかろうかと思いま

すが、入居予定者が勝手に自分が入るつもりで、入居予定者が先にフライングして、ああしてくれこうしてくれっていう事例がありますけども、うちの場合はそれはなかったってことです。それでよかです。それでですね、これに関連してですけども。これはこれ立地的にはこれ総務課長なっとかな。ここの立地について、本来は村づくりから考えた場合はあまりいい立地でないということの認識があるのか、素晴らしい立地であるかということですね、あったか、そこのところの立地についての問題点がなかったかなということですね、これは担当は誰になっとかな、やっぱり建設課長。立地について。総務課長かな。お願いします。

○議長(永田博人議員) 総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。当該地に決定するまでの間には、いろんな候補地を選定したところで、最終的にあの土地になったというところでございます。懸念される内容を想定しますと、おそらく平原区の、底地としては平原区になるのかなと。そういった場合に、今建てる平原区の中央中心部からかなり離れているので、そういったご懸念があるのではないかと私の方では推測してはるんですが。最終的に底地は、沖原という地区ですけども、永谷区のほうがより近くございますので、そこの1つの区域ということも今検討材料として、考えているところでございます。以上でございます。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) すいません私の言葉が足らなかったようで、平原区とか永谷区とかではなくって、相良村全体として見た場合に、移住定住促進というその標語はわかりますけども。あの立地が相良村全体から見た場合の地域づくりにとって適地であったかということの質疑でありました。もし答弁があるならば、そこで問題点がなかったか、これ地域づくりの感性の問題です。はっきり言って。もうちょっとおっきい発想で、考えていただければ。

○議長(永田博人議員) 総務課長。

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長お答えいたします。相対的に全体、相良村全体と考えたときの話・・・

{「村の住宅ですから。そういう行政区の話じゃなくって、相良村全体として見た場合に相良村づくりとして見た場合に、あれが、適地であったかということです。」と、
7番議員。}

そういったことが、適地であるというところの判断で、村の方としては計画して建設しているところでございます。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○7番(徳田正臣議員) 総務課長としては、そう答えざるをえないのはもうわかっておりますけど、はっきり言って、適正はないということをわかっていただきたい。私はここで、答え言いませんけども、適地ではないです。地域づくりから見た場合、どうしてあそこになったかっていうのはわかりません。ちなみにあそこですね、私が村長のときにですね、現職のときに、ある人から買って欲しくないかという話がありましたけども、村としての利活用が十分できる土地じゃないからということで断った経緯がある場所ではあります。これは暴論として。それで、もう1つですけど、今後ですね、また、村営住宅等をですね、建設される場合に私はこの村営住宅に関しては、消極的な考えを持っておりますけども。十分なですね、立地をですね、地域づくり相良村全体としての立地を考えていただきたいかなどと思っております。よくよく考えていただきたいと思えます。そういうことをお願いした上で、以上です。

○議長(永田博人議員) 他にご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第31号、工事請負契約の変更についてを採決します。この採決は、起立によって行います。議案第31号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。



日程第27 議案第32号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第27、議案第32号、指定管理者の指定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第32号指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。現在、株式会社さがらに指定しておりますふれあいリフレ茶湯里の指定期間が、令和8年3月31日をもちまして満了することから、次期指定管理につきまして、相良村指定管理候補者選定委員会へお諮りしましたところ、「株式会社さがらは、当該施設の開業時から委託による管理運営を、平成18年度からは指定管理者として管理運営を行い、当該施設での経営ノウハウや専門的知識を有している。ここ数年、新型コロナウイルス感染症の蔓延による入館者の減少や原油などの原材料価格の上昇による燃料代や電気料の高騰の影響により、運営コストの増加が深刻化し、併せて、施設の老朽化による修繕や更新に係る経費も増えつつある。このような状況の中、村からの補助金などによる支援はあるものの、コスト削減の取り組みを

行い、社員一丸となって経営安定化に向け邁進されていることなどを総合的に判断し、指定管理者として適当であると認められる。」との報告を受けましたので、委員会のご意見を踏まえまして、ふれあいリフレ茶湯里の指定管理者を、引き続き株式会社さがらへ指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を経る必要がありますので、ご提案するものであります。以上、議案第 32 号につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、7 番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、7 番議員。

○7 番(徳田正臣議員) 2 点ほどお尋ねいたします。これ私が現職のときから、私自身も考えていたことで、人材を得ることができなかつたわけでありますが、何かというところ、この株さがらの代表取締役社長が村長が充て職的に就任することになっておりますけれども。私は一定の経費がかかっても、やはり、もともとが厳しい施設でありますので、代表取締役社長はですね、これは村長がやるのではなくって、やっぱり経営のプロ。それに専従できるような、また責任持てるようなですね、方を、代表取締役としてご検討いただければなと思っておりますところではありますが、村長のお考えはいかがでしょうか。

○議長(永田博人議員) 村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 7 番議員も、前任者として大変ご苦勞されたと思いますが、やはり今おっしゃるように、経営のプロではありません。村長としてですね、その場合、7 番議員が言われました、民間委託ですかね、民間委託の方がいいんじゃないかという話ですので、今後、そういうふうも含めて、協議していかなければならないと思っております。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、7 番議員。

○7 番(徳田正臣議員) すいません。民間委託ではなくて代表取締役の選任の問題で申し上げてるわけでありまして。民間委託とは全く関係がございません。ということであります。もう 1 点、よろしいでしょうか。これはもう確認事項であります。支配人が変わられまして非常になんか評判が良いところではなかろうかなと思っております。議会の打ち上げが茶湯里であるわけで、ちょっと楽しみにしてるところですが、これはもう担当者でよかったですけど、料理長はちゃんとしっかり今いらっしゃるわけですね、現場でちゃんと、ただ、名前だけじゃなくって、厨房に入ってる料理長がいらっしゃるということでありましてね。一応ここですみません。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長お答えします。はい。1名いらっしゃいます。以上お答えします。

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) はい、議長。以上です。

○議長(永田博人議員) 他に質疑ありませんか。ありませんね。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんね。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第32号、指定管理者の指定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。議案第32号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

全員起立であります。したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。



日程第28 同意第1号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第28、同意第1号、相良村教育委員会委員の任命についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、同意第1号相良村教育委員会委員の任命について、提案理由をご説明申し上げます。相良村教育委員会委員権頭博氏の任期が、令和8年3月17日をもって満了することに伴い、再度、同氏を相良村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。以上、同意第1号につきまして、ご説明致しましたが、内容ご審議のうえ、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) 1つちょっと確認ですけど。これと関連して教育委員さんの中で、保護者的な立場である人っていうのは、ある人もいらっしゃいますけど。何人いらっしゃるのかなと思って。

○議長(永田博人議員) はい、教育課長。

○教育課長(出合宏光君) 教育課長お答えします。保護者の委員さんはお一人いらっしゃいます。はいです。

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) 1人、わかりますんで、他にいらっしゃるのかなと思ったものでお尋ねした次第です。以上です。

○議長(永田博人議員) 他に質疑はございませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんね。次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんね。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、採決します。この採決は、無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

{議場の施錠}

ただいまの出席議員は、9人です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、3番、嶽本浩則議員、4番、梅山弘議員を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第83条の規定によって、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は、反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありますか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

{投票}

投票漏れありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。嶽本浩則議員、梅山弘議員、開票の立会をお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数9票。有効投票9票、無効投票0票です。有効投票のうち、賛成9票、反対0票。以上のとおり、全員賛成です。従って同意第1号相良村教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。議場の出入口を開きます。

{議場の開錠}

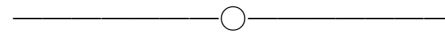


日程第29 委員会付託

○議長(永田博人議員) 次に日程第29、委員会付託の件を議題とします。お諮りします。ただいま議題となっております、議案第8号から議案第17号及び議案第24号から議案第30号は、配付しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議案付託表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。



散会 午後 01 時 36 分